

郵便はがき



切手不要
NO STAMP

様

東京入国管理局 総合証印窓口

受付時間 午前9時から午後4時まで(土日、祝日はお休みです。)

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 TEL. 03 (5796) 7111 (代表)

- 03 (5796) 7252 (就労審査部門直通)
- 03 (5796) 7253 (留学審査部門直通)
- 03 (5796) 7254 (研修・短期滞在審査部門直通)
- 03 (5796) 7255 (永住審査部門直通)
- 03 (5796) 7111 (難民調査部門)
- 03 (5796) 7111 (審判部門(難民異議申立東京事務局))

車での来庁は御遠慮ください。

御来庁の際は、都営バス等の公共交通機関を御利用ください。

お知らせ

あなたの申請 ()
の結果をお知らせしますので
月 日から 月 日までに

2階Aカウンター (A Counter at the 2nd floor)

においでください。

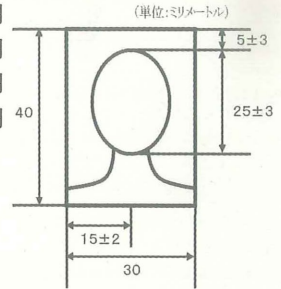
【必要なもの】

- ① このハガキ
- ② 旅券 (旅券に代わる証明書又は在留資格証明書)
(旧旅券に許可証印が貼付されている場合は、新旧両方の旅券を提出する必要があります。)
- ③ 在留カード, 又は, 外国人登録証明書 (原本)
- ④ 収入印紙 (郵便局, 当局1階の売店等で購入できます。)

- 在留資格変更許可 4,000 円
- 在留期間更新許可 4,000 円
- 永住許可 8,000 円
- 就労資格証明書 900 円

⑤ 写真 1葉

(右の規格をみたした鮮明なもの。
但し、16歳未満の方は不要です。)



(注1) 結果の告知を受けないまま、在留期限から2か月を経過した場合には、本邦に滞在することができなくなりますので、ご注意ください。

(注2) 申請書に記載した事項が、申請時点から変更されたとき(例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚されていた方が出頭時には離婚している場合)は、速やかにその旨を連絡してください。連絡がなく許可を受けたときは、在留資格が取り消されることもありますので、ご注意ください。

(注3) 申請の結果を受領できるのは、申請人本人(申請人が未成年の場合は法定代理人)のみとなります。指定された期間内に申請人本人が出頭することができない場合には、必ず審査担当部門にご相談ください。